

## 特定商取引法に係る行政処分の状況（平成27年度）

「特定商取引に関する法律」は、訪問販売や電話勧誘販売などの消費者トラブルが生じやすい7つの取引類型を対象として、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律である。

### 1 法律の対象となっている取引類型（7類型）

- ・訪問販売
- ・電話勧誘販売
- ・通信販売
- ・特定継続的役務提供
- ・連鎖販売取引
- ・業務提供誘引販売取引
- ・訪問購入

### 2 法律の内容

#### (1) 行政規制

被害拡大防止のためルールが設けられており、法違反に対しては、指示、業務停止命令といった行政処分が実施されるほか、罰則の適用もある。

- ・勧誘目的等の明示義務
- ・拒否後の勧誘の禁止
- ・不実告知の禁止
- ・契約書面の交付義務
- ・債務不履行 他

#### (2) 民事ルール

消費者自らによる自力救済が図られるよう、契約解除などの民事ルールが設けられている。

- ・クーリング・オフ
- ・中途解約／過量販売解除 他

### 3 行政処分について

平成27年度中の行政処分については、7月22日現在で、全国14件（国11件、都道府県3件）が実施されている。

本県が実施した行政処分は次の1件である。

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 事業者名 | 株式会社日本エコプランニング（岡山市）  |
| (2) 処分日  | 平成27年7月9日  |
| (3) 処分内容 | 業務停止命令（3月間）  |
| (4) 取引内容 | 太陽光発電システム、住宅リフォーム等の訪問販売  |
| (5) 違反内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問販売の際、開口一番で、契約の勧誘のため来訪した旨を告げなかった。（勧誘目的不明示）</li> <li>・勧誘の際、太陽光発電システムの売電の内容について不実のことを告げた。（不実告知）</li> <li>・勧誘の際、契約を断られても継続して勧誘した。（拒否後の勧誘）</li> <li>・契約の際、代金の支払時期、商品の受渡日等の法定事項を記載した書面を交付しなかった。（契約書面の不交付）</li> <li>・契約締結後、債務を不当に遅延させ、履行しなかった。また、契約解除後も受領済代金の返金を行わなかった。（債務不履行）</li> </ul> |

※県が確認した債務不履行の金額は5件10,703千円